

公益財団法人愛媛の森林基金運営協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛の森林基金定款（昭和61年5月8日制定）第43条の規定に基づき、運営協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 運営協議会の会議を招集するには、委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第3条 運営協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第4条 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第5条 やむを得ない理由のため、運営協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、運営協議会に出席したものとみなす。

2 緊急やむを得ない場合であって、運営協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、その議決すべき事項を持ち回りで処理することができる。

3 会長は、前項の規定により処理したときは、次の運営協議会においてこれを報告しなければならない。

(議事録)

第6条 運営協議会の議事録の作成については、出席委員のうちから選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに記名押印する。

(旅費)

第7条 運営協議会委員の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和28年3月13日愛媛県条例第6号）の例によるものとし、その旅費の格付けについては、職員の給与に関する条例（昭和26年11月16日愛媛県条例第57号）に規定する行政職給料表8級とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会の会長が運営協議会の議決を経て定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。